

農地法第3条の許可申請書必要書類

必要書類		備考	必要部数
1	3条許可申請書	申請書は割り印が必要、譲受人の国籍を記載	3(4)
2-1	印鑑証明書(3カ月以内のもの) 又は 住民票(3カ月以内のもの)	【印鑑証明の場合】 譲受人及び譲渡人が自署、実印押印 【住民票の場合】 譲受人及び譲渡人が自署、認印	各1通
2-2	住民票 (3カ月以内のもの)	譲受人(借受人)が日本国籍の場合は本籍、日本国籍以外の場合は国籍・在留資格を省略しないものが必要	各1通
3	土地全部事項証明書の原本 (3カ月以内のもの) 又は 登記情報提供サービスによる 照会番号付き不動産登記情報 ※	所有者の土地の全部事項証明書に記載されている住所と異なる場合は、住所の繋がりが確認できる書類を添付する。	1(2)
4	公図の写し (登記情報提供サービスで取得したのも可)	申請地を赤線で囲み、申請地の所有者、地目、地積、方位を記入する	1(2)
5	譲受人の土地名寄帳	市外に農地所有の場合は市外分も必要	1(2)
6	耕作証明書	市外に農地所有の場合	1(2)
7	作付計画書	申請地取得後の作付計画	1(2)
8	案内図	地図のコピーに申請地の場所を明示する	1(2)
9	委任状	代理人申請の場合 (譲受人・譲渡人両方の委任が必要)	1
10	その他必要と認められる書類		

- ・農地所有適格法人の場合は必要書類が異なります。
- ・必要部数については、譲受人が市外在住のときは()書き内の部数
【必要部数2部の場合、1部はコピーで可】
- ・相続未登記の場合、登記終了後申請。ただし急を要する場合は、被相続人の原戸籍謄本及び相続人の財産分割協議書又は相続人放棄申述書を添付してください。
- ・申請書の提出締切日は毎月10日(10日が土日祝の場合は次の平日)

※照会番号付きの不動産登記情報について、有効なものは以下の条件を満たしたものです。

- ①照会番号(10桁)が記載されていること
- ②発行年月日が記載されていること
- ③発行日から100日以内であること(照会番号が有効な期間)
- ④他の行政機関等で当該照会番号を利用していないこと(照会番号は1度のみ照会可能)
- ⑤提出日時点で照会可能なこと

裏面に手続きの流れと許可基準を記載しています⇒

農地法第3条の手続きの流れと許可基準について

◎手続きの流れ

①事前相談

現在の営農状況や農地取得後の営農計画を聞き取り、許可基準を満たしているか事前に確認します。
農業委員会の窓口へ来庁いただくか、問合せ先へご連絡ください。

②申請書の提出（締切日は毎月10日 10日が土日祝の場合は次の平日が締切日）

農地法第3条の許可申請書必要書類をご確認の上、締切日までに農業委員会へご提出ください。

③申請内容の審査（申請書を受領した月の中旬～下旬にかけて）

申請書類一式、申請地、譲受人（借受人）の経営農地などを現地確認後、農業委員会の総会にて審査し、農業委員会として許可・不許可の意思決定を行います。

④許可証の交付（申請書を受領した月の下旬頃）

審査の結果、許可基準を満たしている場合は農業委員会の窓口で許可証を交付します。

◎主な許可基準

①全部効率利用要件

譲受人（借受人）又はその世帯員等が、申請地、所有している農地及び借りている農地を全て効率的に耕作すること

②農作業常時従事要件

譲受人（借受人）又はその世帯員等が原則150日以上農業に従事していること

③地域との調和要件

申請地周辺の農地利用に悪影響を与えないこと

※法人の場合は許可要件が異なります。

問合せ先	秩父市農業委員会事務局	Tel	0494-25-5231
	荒川総合支所地域振興課	Tel	0494-54-2392
	大滝総合支所地域振興課	Tel	0494-55-0862
	吉田総合支所地域振興課	Tel	0494-72-6083